

議会改革推進協議会の検討結果について（中間報告）

平成24年11月

羽村市議会 議会改革推進協議会

目 次

I	はじめに	2
II	中間のまとめ	
1	情報を発信する、開かれた議会のために	3
	(1) 議会モニター制度の実施について	
	(2) 議会ホームページの充実について	
2	議会活動の充実・強化のために	3
	(1) 議員の危機管理体制の適正化と明確化について	
3	その他の提案事項	4
4	羽村市議会における災害発生時の対応要領（素案）	6
5	審議経過、委員名簿	8
6	羽村市議会改革推進協議会要綱	9

I はじめに

羽村市議会では、平成 16 年に議会改革検討委員会を設置し、第 1 次となる改革を実施しました。その後も、第 4 次にわたって継続的に改革を推進し、これまで着実に成果をあげてきました。

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、国からの機関委任事務が廃止されて以来、今日、地方自治体には自主・自立、自己決定・自己責任による行政運営が求められています。

また、議会をめぐっては、地方自治法の改正が逐次行われており、議会の果たす役割はますます重要になってきています。このような状況の中、本協議会は第 5 次の改革に向けて、議長からの諮問を受け、地方分権時代にふさわしい議会運営のあり方について、調査・検討を行ってきました。

検討にあたっては、各会派から改革が必要であると考えられる事項について提案を受け、より開かれた議会、議会の権能強化などを改革のテーマに据え、全会一致を基本原則に提案事項について討議・整理を行い、検討すべき項目を定めました。

この検討すべき項目については、下表のとおり、内容に応じて「短期」・「中期」・「長期」の検討期間に分類し、検討を重ねてきました。

そこで、検討項目のうち短期の検討期間としたものについて結論を得ましたので、中間報告としてとりまとめ、ここに提出するものです。中期及び長期の検討項目については引き続き検討を重ね、年度末に最終報告を予定しています。

議長におかれては、この報告に基づき、実現に向けて必要な措置を講じられるよう望むものであります。

なお、各会派で意見の一致を見ず現行どおりとしたもの、既に実施予定のもの、議長預かりとなったものなどについて、その他の提案事項としてあわせて報告いたします。

【検討事項】

分類	検討項目・事項	検討期間	報告区分
情報を発信する、開かれた議会のために	議会報告会の実施について	中期	最終
	議会モニター制度の実施について	短期	中間
	議会ホームページの充実について	短期	中間
議会活動の充実・強化のために	議会サポート体制の充実について	中期	最終
	議員の危機管理体制の適正化と明確化について	短期	中間
	議会による事務事業評価について	中期	最終
	会派控室の充実について	長期	最終
議会制度等の改革のために	議長の議会招集権について	長期	最終
	議会基本条例の調査研究について	長期	最終
	議員定数及び議員報酬の適正化について	長期	最終
	議会の通年開催の検討について	中期	最終
	羽村市表彰条例の改正について	長期	最終

凡 例：中間＝今回報告、最終＝24 年度末までに報告予定

II 中間のまとめ

1 情報を発信する、開かれた議会のために

(1) 議会モニター制度の実施について

第4次の検討結果において、長期的な課題としていたが、改めて議会モニター制度の実施について検討を行った。

検討結果

○ 傍聴者アンケートを実施することを提言する。

議会活動に市民の声を反映させることは大切であり、議会における市民モニター制度の導入には意義がある。しかしながら、議会を傍聴する市民の意見等を取り入れることも、そのひとつの方法である。

よって、本会議の傍聴者にアンケート調査を実施し、傍聴を通して感じたことなど、市民の意見等を早期に聴取することを提言する。

(2) 議会ホームページの充実について

ホームページについては、その即時性などの利点を生かして、議会情報を積極的に発信する必要があることから、さらなる充実に向けて検討を行った。

検討結果

○ 検索しやすく、わかりやすい、さらに充実した内容とすることを提言する。

羽村市議会では、本年9月定例会から議場インターネット配信（録画中継）を開始し、情報発信の強化を図ったところである。

議会の審議状況等を、様々な広報媒体を活用して情報発信していくことは、議会に対する市民の関心を深め、理解を促進するためにも非常に重要である。

議会ホームページについては、第1次改革においてその充実が望まれ、これまで改善・工夫が重ねられてきていることは評価できるものである。

しかしながら、ホームページの内容の充実については到達点といえるものはなく、本市議会が目指している、より開かれた議会としていくために、今後とも工夫を凝らし、検索しやすく、わかりやすいものとなるよう不断の取り組みが必要であることを提言する。

2 議会活動の充実・強化のために

(1) 議員の危機管理体制の適正化と明確化について

地震や風水害等の災害時において、議会として適切に対応を図る必要があるため、危機管理体制の適正化等について検討を行った。

検討結果

- いざという時に危機管理を発揮できるシステムを構築し、議会として適切に対応していくことを提言する。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、国難ともいふべき未曾有の災害をもたらし、復旧・復興に向けた国の支援策はもとより、地方公共団体、民間レベルにおいても様々な支援が続けられている。この大震災は、市民の安全・安心対策の一層の強化と家族や地域社会との絆の大切さなど、改めて多くの教訓を残した。

東京においては、大規模な地震の発生確率が高まる中、被害想定の見直しが進められており、市の地域防災計画についても大幅な見直しが迫られ、さらなる防災・減災対策が急務となっている状況にある。

こうした状況のもと、議会においては従来から危機管理体制を整えていないことから、これを機に、いざという時の方策を講じておく必要がある。

よって、本報告書 4 の「羽村市議会における災害発生時の対応要領（素案）」のとおりに、本協議会としての考え方をまとめたので、早急に対応を図ることを提言する。

3 その他の提案事項

その他の提案事項	検 討 結 果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会だよりの改善 <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問の写真スペースにグラフ等を掲載すること。 ・議案の賛否に議員名を載せること。 ・レイアウトの変更（一般質問を本会議の審議結果の後にすること） 	<p>議会だより編集委員会において検討することとなったが、編集委員会では委員の意見が一致せず、現行どおりとなった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会の見える化と市民参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会等の公開・傍聴制度の充実 ・広報紙・ホームページの充実 ・議長の定例記者会見など、議会の情報公開を推進 ・次回の市議選より、候補者が一堂に集い、政策・主張を述べる場を検討する。 	<p>ホームページの充実が一番の課題であるので、その充実について検討することとし、その他のものは意見の一致を見なかった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公会計制度の改革 	<p>議会改革の検討事項にはなじまないとされた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問の実施方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・市長の所信表明の後、質問通告をして一般質問を実施する。 ・時間制限は、答弁時間を除き 20～30 	<p>意見調整の結果、現行どおりでよいこととなった。</p>

分とする。 ・質問席を設置するか、自席からの質問とする。	
○ 議案への賛否の事前通告の締め切り	会議の日程上、締め切りまで時間的に厳しい点はある。討論の事前通告書の提出期限についてはこれまでどおりとするが、事務局としても負担をかけないよう努めることとなった。
○ 議場への飲料水の持込	議場での飲食は禁止となっている。本会議では1時間を目安に休憩を入れており、意見調整の結果、現行どおりとなった。
○ 議場への教育委員会委員長の出席	議長において処理することとなった。
○ 一般質問に対する市長答弁書の同時配付	賛否両論があり、意見の一致を見ず現行どおりとなった。
○ 請願・陳情者の委員会への出席	現行制度でも対応可能なため、検討対象としないこととなった。
○ 議員同士の議論の充実	現行でも可能なため、検討対象としないこととなった。
○ 議員全員協議会の公開	他市議会の状況を調査。賛否両論があり、意見の一致を見なかった。
○ 決算委員会の常設	常設には無理がある。意見調整の結果、常任委員会の活動の強化で対応することとなった。
○ 議会制度調査特別委員会（仮称）の設置	これまで、必要な都度改革のための検討組織を設置してきたが、特段の問題はない。継続的に取り組む必要があるが、あえて特別委員会の設置は行わないこととなった。
○ 政務調査費の議員個人への支給	意見調整の結果、現行どおり会派に支給することでよいこととなった。
○ 議会改革に関する行政視察の受け入れ体制の充実	意見調整の結果、現行どおりの対応（議長、検討組織の正副委員長、事務局）でよいこととなった。
○ 議会のインターネット配信の実施	平成24年9月議会から、本会議の様子をインターネットで配信する予定となっている。

4 羽村市議会における災害発生時の対応要領（素案）

羽村市議会における災害発生時の対応要領（素案）

（趣旨）

第1条 この要領は、羽村市における地震、風水害等の災害発生時に、羽村市議会が羽村市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡会の設置）

第2条 羽村市議会議長（以下「議長」という。）は、市本部が設置された場合は、これに協力するため、羽村市議会内に羽村市議会災害対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置することができる。

（連絡会の組織）

第3条 連絡会は、会長、副会長、連絡会役員及び連絡員をもって組織する。

2 会長は、議長をもって充て、連絡会を代表し、その事務を統括する。

3 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 連絡会役員は、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長及び会派代表者をもって充て、会長の命を受け連絡会の事務に従事する。

5 連絡員は、第2項から第4項までに掲げる議員を除く全ての議員をもって充て、会長の命を受け連絡会の事務に従事する。

（招集）

第4条 連絡会は、会長が招集する。

2 会長、副会長及び連絡会役員は、その協議により連絡員の参集を求めることができる。

（所掌事項）

第5条 連絡会は、次に掲げる事項を行う。

（1）議員の安否等の確認に関すること。

（2）市本部に協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。

（3）市本部との情報交換に関すること。

（4）被災地及び避難所等の災害情報の調査・収集に関すること。

（5）議員への情報提供に関すること。

（6）その他、会長が必要と認める事項に関すること。

（議員の対応）

第6条 議員は、次に掲げる事項を行う。

（1）連絡会に対し、その安否及び居所または連絡場所を報告し、連絡体制を確立すること。

（2）連絡会から情報提供を受けること。

（3）各地域における被災地、避難所等の情報収集及び救援活動への協力、並びに連絡会へ報告を行うこと。

（4）その他、会長が必要と認める事項に関すること。

（連絡会の庶務）

第7条 連絡会の庶務は、連絡会役員並びに議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要領及び災害時議員行動マニュアルに定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。

羽村市議会災害時議員行動マニュアル

<p><初動>・・・警報発令及び羽村市災害対策本部設置時</p>
<ol style="list-style-type: none">1 市が災害対策本部を設置した場合、市本部から議長に対し、その旨の連絡2 議長は、副議長と協議し、羽村市議会災害対策連絡会の設置を決定3 議会災害対策連絡会を西庁舎4階議員控室に設置4 議長は議員及び市に対し、議会災害対策連絡会の設置を報告5 その他
<p><初期>・・・議会災害対策連絡会の設置、市内緊急活動時</p>
<ol style="list-style-type: none">1 議員は、自身の安否、居所、連絡先等を連絡会に報告（NTT電話・携帯電話・インターネット等）2 議員は、現地における情報収集、救援活動への協力、連絡会への状況報告、又は連絡会に参集3 その他
<p><中期>・・・応急的活動時</p>
<ol style="list-style-type: none">1 連絡会との情報交換等の実施2 必要に応じ被災者への助言・相談受付等3 その他
<p><後期>・・・危険時期を脱し、警報等の解除時</p>
<ol style="list-style-type: none">1 被災状況等を掌握するため議員全員協議会を開催2 市本部への協力3 避難所等の視察の実施4 その他
<p><その他></p>
<ol style="list-style-type: none">1 連絡会は、可能な限り時系列の活動記録を作成

5 審議経過、委員名簿

(審議経過)

回数	開催日	審議内容
第1回	平成24年5月15日	協議会要綱の制定、正副座長の互選、議長からの諮問、各会派提案事項等
2回	平成24年6月21日	各会派改革提案事項の調整・検討、今後の進め方の検討
3回	平成24年7月24日	改革検討事項の検討
4回	平成24年8月28日	改革検討事項の検討
5回	平成24年9月26日	改革検討事項の検討
6回	平成24年11月2日	中間答申案の検討

(委員名簿)

(平成24年5月15日現在)

氏名	代表する会派
◎川崎明夫	新政会市民クラブ
橋本弘山	〃
西川美佐保	公明党
中嶋勝	〃
大塚あかね	民主党
○鈴木拓也	日本共産党
山崎陽一	市民ネットワーク「いきいき広場」、羽村21、新しい風

◎座長 ○副座長

6 羽村市議会改革推進協議会要綱

羽村市議会改革推進協議会要綱

(設置)

第1条 地方分権時代にふさわしい、より開かれた議会運営のあり方について調査及び検討を行うため、羽村市議会改革推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、議長の諮問に応じ、議会運営の改革について必要な事項を調査及び検討し、その結果を議長に答申するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、7人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、議会運営委員会の委員とする。
- 3 委員の任期は、議会運営委員会委員の任期とする。

(座長及び副座長)

第4条 協議会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(正副議長の出席)

第6条 正副議長は会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、第2条に定める事項について議長に答申した日をもってその効力を失う。